

監査結果に関する措置状況報告書

報 告 番 号：報告監5の第12号

監 査 の 対 象：令和4年度監査委員監査 物品管理等に関する事務

所 管 所 属：環境局

通知を受けた日：令和5年8月23日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	備品出納簿の出力・保管について改善を求めたもの（一般会計等） 各所属の備品出納簿（令和3年度全期分）の出力・保管状況について確認したところ、所属において、備品出納簿（令和3年度全期分）を出力・保管できていない担当課があった。 【指摘事項】 1. 上記所属は、物品担当課において各課の出力状況を確認することや、物品担当課等でも所属内全課の備品出納簿を出力することなどにより、備品出納簿の出力・保管が確実に実施されるよう仕組みを構築されたい。	令和5年度の備品出納簿の出力・保管については、所属内に対し、適切な物品管理のため、備品出納簿を出力・保管することを保管手順も含めて改めて周知した。（令和5年3月29日付け周知） 合わせて、出力した備品出納簿の写しを総務課に提出する運用に変更し、出力漏れが発生しない仕組みを構築した。全部署から提出を受けた備品出納簿の写しを、5月末に総務課において取りまとめ、備品出納簿の出力・保管が確実に実施されていることを確認した。	措置済	令和5年5月31日
2	不用の意思決定について改善を求めたもの（一般会計等） 令和3年度中に物品の廃棄処理を実施した所属につき、当該物品に係る不用の意思決定手続について確認したところ、大阪市事務専決規程等で定められた専決権者までの決裁を得ていないものがあった。 【指摘事項】 上記所属は、不用の意思決定が適切に実施されるよう、定められた手続を周知し、運用されたい。	今回の事案を踏まえ、令和4年11月28日付け「不用物品の廃棄等に係る事務手続について」を所属内に通知し、手続の周知徹底を行ったことにより、現在は誤りなく運用している。	措置済	令和4年11月28日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
3 (1)	所属内における各部署の物品管理について改善を求めたもの 実地調査において、所属が管理する物品について現物が確認できず、また、当該物品に係る不用の意思決定や備品台帳の修正に係る手続が実施されていなかった。 【指摘事項】 1. 環境局は、上記のとおり現物確認ができなかった部署の所管物品全件について改めて現物と台帳の照合を行い、実在を確認されたい。 2. 環境局は、物品の廃棄に係る事務処理が適切に実施されるよう、所属において、定められた手続を周知し、運用されたい。 3. 環境局は、各部署が管理する物品全件について、効率的かつ確実に物品現在高調査を実施できるよう、物品の具体的な所在場所を台帳等で管理するなど取り組まれたい。加えて、物品現在高調査の実施に当たって第三者的な立場の職員を立ち会わせることや、物品担当課による抽出での現物確認など、現在高調査を有効に実施されたい。	1. 現物確認ができなかった部署の所管物品全件について改めて現物と台帳の照合を実施し、実在を確認した。(令和4年12月12日付け実施) 2. 物品の廃棄に係る事務処理が適切に実施されるよう、所属において、定められた手続を周知した。(令和4年11月28日付け周知) 3. 令和5年度の物品現在高調査においては、所属内に対し、出力された備品出納簿をもとに各部署が管理する物品全件についての所在を台帳等で管理し効率的かつ確実な調査を実施するよう指示し、調査にあたっては立会人を2名以上置き、うち1名については他課職員等当該業務に対して第三者的な立場にある職員とすることとした。全部署から提出を受けた調査結果を、5月末に総務課において取りまとめ、指示した内容に基づき調査が有効に実施されていることを確認し、会計室に調査結果の報告を行った。 (令和5年5月31日付け実施)	措置済	令和5年5月31日